

しまサポ助成金 よくある質問集

(しまっち！サポーター地域活動参画助成金)

1	助成を受けるまでの流れ	1 P
2	助成要件(助成金対象者など)	1～2 P
3	助成対象について	2～3 P
4	助成の内容・経費について	3～5 P
5	申請・提出書類について	5～7 P
6	家族(夫婦・子ども連れ等複数人)で参加する場合について	7 P

1 助成を受けるまでの流れ(各用語については後述)

- 1) 申請前・助成対象プログラム参加前
 - ・ 交付要綱、助成要件の確認
 - ・ サポーター登録(氏名、居住地住所、電話番号の記入要)
 - ・ 助成対象プログラムへの申込
 - ・ 申請者名義の領収書の取得
- 2) 申請前・助成対象プログラム参加時/後
 - ・ オーナーからの参加証明の取得
 - ・ 参加後アンケートへの回答
- 3) 申請時
 - ・ 申請内容の記入/提出
 - ・ 同意事項への同意
 - ・ 領収書(申請者名義)の提出
 - ・ 振込口座情報(申請者名義)の提出
 - ・ オーナーからの参加証明の提出
- 4) 申請後
 - ・ 支払通知の受取
 - ・ 現況調査アンケートへの回答

2 助成要件(助成金対象者など)

Q1: 助成を受けることができる者(助成金対象者)の要件は?

A1: 下記のすべてを満たす方が対象となります。

- ① 「しまっち！」にサポーター登録(必須項目以外に現住所[番地・マンション名含む]および電話番号を記入)をしている
- ② 「しまっち！」を通じて助成対象プログラムへの申込・参加をした
- ③ 参加したプログラムのオーナー(団体等)の構成員でない

④ 中学校卒業以上

Q2：サポーター登録とは？

A2：「しまっち！」プログラムへの申し込みや、コメントを書き込むために必要な登録制度です。本助成を受けるためには、サポーター登録時に電話番号及び現住所（番地・マンション名含む）の記入が必須となります。

Q3：助成対象プログラムとは？

A3：オーナーが「しまっち！」にプログラムを掲載する際、本助成金の対象とすることを希望したプログラムです。助成対象プログラムではないものに申込・参加されても、本助成金の要件となりません。

Q4：オーナーからの参加証明とは？

A4：プログラムに参加したことを証明する為の、オーナー(団体等)に記入してもらうサイン等になります。参加証明の提出は次のいずれかの方法で行って下さい。

- ① 交付申請書内の【オーナー証明欄】にて。
プログラム参加日に申請書を持参し、オーナーの代表者に記入(直筆)をしてもらい、提出して下さい。
- ② 参加証の送付(写真データ可)にて。
プログラム参加当日にオーナーから受け取り、参加証の原本の送付もしくは参加証の写真を撮りデータを送付して下さい。

どちらの場合もオーナーの代表者に記入いただくのが望ましいですが、やむを得ない場合は構成員・担当者の方をお願いして下さい。いずれにしても、記入者の氏名まで記載をお願いして下さい。

3 助成対象について

Q1：助成対象プログラムはどのようにしたら分かる？

A1：「しまっち！」掲載のプログラムのうち、『しまサポ（交通費助成対象）』と記載されているものになります。

Q2：オーナーが行うイベントに参加したが、対象となるか？

A2：対象となるのは、「しまっち！」に掲載された助成対象プログラムのみです。オーナーが実施するイベントであっても「しまっち！」に掲載されていないものは対象外です。

Q3：お知らせに掲載されているイベントに参加したが、対象となるか？

A 3：対象となるのは、「しまっち！」に掲載された助成対象プログラムのみです。

Q 4：対象者は島根県外に居住する者のみか？

A 4：助成要件に合致すれば、居住地の県内外については問いません。

Q 5：対象者は島根県出身者のみか？

A 5：助成要件に合致すれば、島根県出身者かどうかは問いません。

Q 6：居住地とは？

A 6：居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所をいいます。（例えば、県内出身の方が住民票を移さずに県外の大学に通っている場合は、県外市町村を居住地とします。）。居住地について、虚偽が発覚した場合は返還の対象となりますのでご注意ください。

助成後、申請書に記載の住所に「支払通知書」を郵送にてお送りしますので、お間違いのないようにして下さい。

4 助成の内容・経費について

Q 1：助成の内容は？

A 1：サポーターが助成対象プログラム参加のためにかかる片道分の交通費と宿泊費の半額を助成します。詳細は、下記になります。

【1】交通費

サポーターが助成対象プログラム参加のために、居住地から目的地の間を移動する際に要する片道分の交通費

【2】宿泊費

サポーターが助成対象プログラム参加のために要する宿泊費の半額

※宿泊費の助成額上限は、6,800 円/泊とし、1 回の申請につき宿泊日数は2泊(助成対象プログラム参加日及びその前日)まで

ただし、以下のいずれかに該当する場合は助成対象外とします。

- ① 居住地から目的地までの交通費(税込)の総額が1,000 円未満の場合。
- ② 移動手段、経路及び領収書日付が不適當な場合。
- ③ 各交通機関のチケットアップグレード料金。
- ④ 財団理事長が対象外と判断した場合。

※移動と宿泊がセットとなっている旅行商品の場合は、財団の規定に基づき算出します。

Q 2：交通費の内容は？

A 2：鉄道、航空機、フェリー（隠岐汽船の場合、2等または特2等）・高速船、新幹線・

特急電車、高速バス等の公共交通機関での移動に要した金額、自家用車での移動（既定の計算方法により算出）が対象となります。高速料金や駐車場代も対象となります。レンタカー代金は半額が対象です。タクシー、グリーン車等の特別車両の料金やチケットのアップグレード料金は対象外です。

Q3：助成回数は？助成の上限額は？

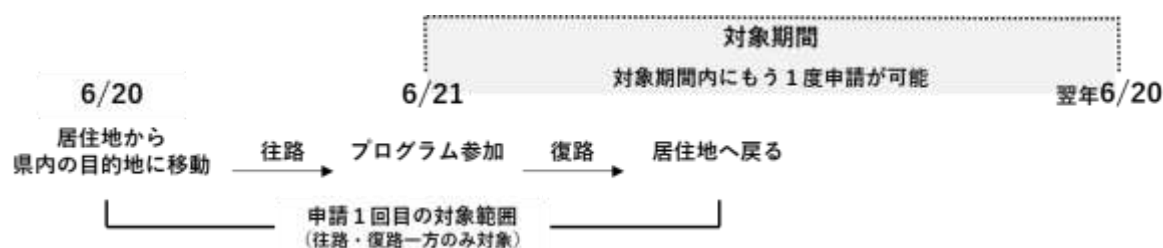
A3：助成を受けることができる回数は、サポーター1人につき2回までです（対象期間内）。また、1回の助成金額の上限は10,000円で、対象期間内1人につき最大20,000円（10,000円×2回）まで助成を受けることができます。

ただし、申請が予算金額に達した場合、期間中に助成事業を終了します。

Q4：対象期間とは？

A4：助成対象プログラム参加日を開始として、1年間が対象期間です。この1年の間にもう1度申請をすることが可能です。ただし、同一プログラム参加の為の移動に係る申請は往路・復路どちらか一方です。（複数日開催や随時募集のものを除く。）

【例】



Q5：助成対象プログラムに参加したが、助成申請しなかった場合の対象期間の取扱は？

A5：助成対象プログラムに参加をして、その参加に伴う助成申請をした際の記載日を対象期間の開始日とします。つまり、申請をしない場合は対象期間の設定はされません。

Q6：申請の1回目と2回目が、同じオーナーや同じプログラムへの参加でも申請可能か？

A6：可能です。長期にわたって募集のあるプログラムに複数回参加する場合も、申込と助成金の申請は毎回行って下さい。

Q7：居住地と県内目的地までの経路は最短経路でないと対象とならないか？

A7：一般的に考えられる適切な経路、移動手段を選択して下さい。一般的に不適切と考えられる経路（公共交通機関がない等の合理的な理由がないにもかかわらず目的地とは反対の方角の経路など）である場合は、対象外となります。

Q8：片道交通費が対象だが、往路・復路どちらの申請をすべきか？

A8：往路・復路の指定はありません。経済的かつ合理的な経路を利用した路程を申請して下さい。

Q9：宿泊費の内容は？

A9：宿泊施設（ホテル、旅館、民泊施設等。旅館業、住宅宿泊事業法による営業許可をもつ施設に限る）の料金の半額が助成対象経費です。ただし、宿泊費助成金額の上限は、6,800円/1泊となります。延長料は対象外です。原則として、プログラム参加日及びその前日に係るものを対象とします。

【例1】

1泊20,000円のホテルに、助成対象プログラム参加当日1泊した。

助成対象経費→10,000円（助成対象プログラム参加当日1泊分の半額）

助成金額 →6,800円（助成金額上限の6,800円/1泊）

【例2】

1泊5,000円の民宿に、助成対象プログラム参加前日・当日・翌日の計3泊した。

助成対象経費→5,000円（1泊分の半額：2,500円×助成対象プログラム参加前日と当日の2泊分）

助成金額 →5,000円（助成対象経費：5,000円）

※助成対象プログラム参加翌日分は助成対象になりません。

Q10：宿泊費は島根県内居住者も対象になるか？

A10：居住地から目的地までの片道交通費の総額が1,000円以上かかる方は対象になります。対象とする目的としては、プログラム参加前後にオーナーとの交流を図っていただきたい為です。

Q11：移動と宿泊がセットになっている旅行商品の購入費も対象となるか？

A11：対象となります。ただし、原則として交通費と宿泊費の区分ができ、交通費として片道1,000円分を超えているものは対象とします。交通費と宿泊費の区分ができない場合は、領収書の額面金額から財団の規定に基づき宿泊費を算出し、宿泊費を除いた金額を交通費とみなします。

5 申請・提出書類について

Q1：申請に必要なものは？

A1：交付申請の際、申請書に加え下記全てが必要です。不備のないようご用意ください。

- ・交通費及び宿泊費を支払ったことを証明する書類（宛名は原則申請者名義）
- ・申請者本人名義の振込先口座がわかるもの ※日本国内の口座に限る

(通帳見開き1枚目のコピー、口座名義・口座番号が記載されているキャッシュカードの写し、ネットバンキングのスクリーンショットなど)

- ・オーナーからの参加証明書
- ・助成対象プログラム参加後のアンケート回答
- ・交付申請書記載の同意事項への同意
- ・《車移動を含む場合》居住地もしくは出発地から目的地までの経路、移動距離がわかるもの(経路検索サイト(Google マップ等)で検索したもの)

Q2：申請書はどこで入手可能か？

A2：「しまっち！」からダウンロードして下さい。申請の際には、同サイトに掲載されている要綱および交付申請書見本をよく確認して下さい。

Q3：申請書類の提出締切日はいつまでか？

A3：助成対象プログラムに参加した日から起算して30日を経過した日又はプログラムに参加した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日(該当日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日)までに申請して下さい。期限を過ぎた後の申請は受け付けることができませんので注意して下さい。

申請先は、下記【交付申請書の提出先】を参照して下さい。

Q4：振込口座は本人名義のものである必要があるか？

A4：助成金を振り込むための口座は必ず本人名義のものとしします。※日本国内の口座に限る
なお、助成金の振り込みを確実にを行うため、助成金振込先の口座通帳(一枚目)又はキャッシュカードのコピー、ネットバンクのスクリーンショット等、口座情報が明確なものを添付して下さい。

Q5：交通費や宿泊費を支払ったことを証明できる書類とは？

A5：以下の書類が証明書類となります。

- ・交通費や宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細(クレジットカードの明細の場合は内訳がわかる書類を添付して下さい)
 - ・ICカード(Suica、Pasma等)の利用履歴を印刷したもの
 - ・切符(金額の印字があるもの)
 - ・ETC利用明細書
 - ・移動と宿泊がセットになっている旅行商品の場合は、原則として交通費と宿泊費の区分がわかるもの

※領収書は写しでの提出で構いません。オンライン決済に関しては、その画面を印刷したもので可とします。

※領収書の宛名が申請者本人以外のものは原則無効です。その他の書類も申請者本人のものだと判断できるものに限ります。

※未成年のお子様と一緒にプログラムに参加し、親御さんがお支払いをされている場合など、財団が本人以外の名義の領収書を認めた場合のみ助成する場合があります。

※ご夫婦がそれぞれ申請する場合でも、それぞれの名義の提出書類が必要です。

(例) ご夫婦である島根太郎さん、島根花子さんがそれぞれ申請した場合

島根太郎さんの申請には、島根太郎さん宛ての領収書などの支払ったことがわかる証明書と島根太郎さん名義の振り込み口座が必要、

島根花子さんの申請には、島根花子さん宛ての領収書などの支払ったことがわかる証明書と島根花子さん名義の振り込み口座が必要です。

Q6：自家用車やレンタカーでの移動の場合どのように申請金額を算出したらよいか？

A6：自家用車での移動の場合・・・計算式(=移動距離(km)×20円)で算出した金額を申請して下さい。移動距離については、経路検索サイト(Google マップ等)で検索したものを印刷・スクリーンショットし、提出して下さい。申請時に添付書類として必要です。

レンタカーを利用する場合・・・レンタカー利用の領収書金額(プログラム参加に必要と考えられる部分)の半額に加えて、上記計算式にて算出した金額を申請して下さい。移動距離については、自家用車移動と同様、経路検索サイト(Google マップ等)で検索したものを提出して下さい。

Q7：経路検索サイトで検索したものは利用金額の証明書類となるか？

A7：自家用車やレンタカーでの移動距離を証明するものとしては有効ですが、鉄道や航空機等、公共交通機関の支払いを証明する書類としては取り扱いできませんのでご注意ください。

Q8：プログラムに2回参加したが、まとめた申請は可能か？

A8：まとめた申請は可能ですが、1回の参加につき1枚の申請書が必要です。また1人につき申請可能回数は2回までであり、助成金額の上限額は1回につき10,000円となります。いずれにしても参加日から起算して30日を経過する日又はプログラムに参加した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで提出して下さい。

6 家族(夫婦・子ども連れ等複数人)で参加する場合について

Q1：子どもは助成対象か？

A1：中学校卒業以上の方であれば、対象となります。

Q2：サポーター登録は全員が行う必要があるか？

A2：申請を希望する方は全員サポーター登録を行い、かつ助成対象プログラムに「しまっ
ち！」から申込を行って下さい。

Q3：申請書は人数分必要か？

A3：申請書は1人1枚必要です。

Q4：移動・宿泊に係る領収書は代表者名義のものでよいか？

A4：原則本人名義の領収書に限ります。

※未成年のお子様と一緒にプログラムに参加し、親御さんがお支払いをされている場
合など、財団が本人以外の名義の領収書を認めた場合のみ助成する場合があります。

Q5：支払い口座は？

A5：申請者本人名義の日本国内の口座に限ります。

【交付申請書の提出先】

郵送での提出の場合

〒697-0034 島根県浜田市相生町 1391-8 シティパルク浜田 2階 いわみぷらっと内
(公財)ふるさと島根定住財団 石見事務所
しまサポ助成金 担当者 宛

メールでの提出の場合

chiiki@teiju.or.jp

令和5年4月1日 作成

令和8年4月1日 更新